

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	m ²
インターネット等によるバリアフリー情報の公表義務（条例第24条の2関係）の適用 4ページ目を参考に右欄の該当する にチェックしてください。		公表義務あり	公表義務なし

	チェック欄		《 特定施設整備基準 》	
	適用欄	届出・申請時 完了時		
			『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」のをチェックしてください。 「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において をチェックしてください。 《特定施設整備基準》欄の該当する にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 1(1)高齢者等利用経路、9(3)及び14の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。	
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路			
			ア	道等から高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等を含む）までの経路のうち1以上
			イ	道等から共同住宅の住戸・寄宿舎の寝室までの経路のうち1以上
			ウ	高齢者等利用居室から車椅子利用者利用便房までの経路のうち1以上
			エ	車椅子利用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
			オ	公共用歩廊の一方の道等から他方の道等までの経路の全て
	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段			
			段又は階段を設けない	
			段又は階段への（ 傾斜路 E V その他の昇降機 ）の併設	
			階と階との間の上下の移動に係る部分への（ 傾斜路 E V その他の昇降機 ）の併設	
2 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口			
			出入口前後の点状ブロック等	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する外部出入口			
			ア	幅 80cm
			イ	戸を設ける場合 戸の構造（ 自動開閉扉 引き戸 その他【 】 ）
			ウ	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
			エ	戸の前後に高低差なし
	(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く）			
			ア	幅 80cm
			イ	戸を設ける場合 戸の構造（ 自動開閉扉 引き戸 その他【 】 ）
		ウ	戸の全面が透明な場合 衝突防止措置	
		エ	戸の前後に高低差なし	
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等			
			ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			イ	握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
			ウ	視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等			
			ア	幅 120cm
			イ	車椅子の転回に支障がない場所の設置距離 50m
			ウ	戸を設ける場合 戸の構造（ 自動開閉扉 引き戸 その他【 】 ）
			エ	戸の前後に高低差なし
	(3) 授乳所			
			壁、固定式のついたて等により外部から見通せない授乳所 授乳室	
(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台				
		記載用カウンター	70cm カウンターの高さ 80cm、下部空間：高さ 65cm、奥行 45cm	
		公衆電話台	70cm 公衆電話台の高さ 80cm、下部空間：高さ 65cm、奥行 45cm	
4 階段	高齢者等が利用する階段			
			(1)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			(2)	片側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
			(3)	両側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり
			(4)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
			(5)	段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置
			(6)	蹴込板及び滑り止め
			(7)	側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり 5cm
			(8)	主たる階段を回り階段としない 主たる階段を回り階段以外とすることが困難
			(9)	視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路			
			ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			イ	勾配 > 1/20 又は高さ > 16cm の場合 握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
			ウ	傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
			エ	勾配 > 1/20 かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり 5cm
			オ	視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路			
			ア	階段に代わる傾斜路の幅 120cm、階段と併設する傾斜路の幅 90cm
			イ	勾配 1/12（高低差 16cm の場合 勾配 1/8）
			ウ	傾斜路の高低差 > 75cm の場合 高さ 75cm ごとに踏幅 150cm の踊場

6エレベーター その他の昇降機	(1) 高齢者等利用経路（共同住宅・寄宿舎の集会室等までの経路を含む）を構成するEV及びその乗降ロビー			
	ア	EVの停止階	高齢者等利用居室の存する階、車椅子利用者利用便房の存する階、車椅子利用者利用駐車施設の存する階、地上階	
	イ	かごの構造・寸法等	出入口幅 80cm	
	ウ		幅 140cm、奥行き 135cm	
	エ		車椅子の転回に支障がない構造	
	オ		左右両面の側板に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり	
	カ		戸の開閉状態を確認できる鏡	
	キ	かごの装置	停止予定階及び現在位置を表示する装置	
	ク		文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置	
	ケ		点灯等により押したことが確認できる非常ボタン	
	コ		利用者を感じし、自動的に戸の開閉を制止する装置	
	サ	かご内及び乗降ロビーの装置	車椅子使用者が利用しやすい高さ（標準：80cm～110cm）の制御装置	
	シ	乗降ロビーの寸法・装置	高低差なし、幅及び奥行 150cm	
	ス		到着するかごの昇降方向を表示する装置	
	セ	視覚障害者等が利用するEV及びその乗降ロビーの装置	(ア) かご内 到着する階及び戸の開閉を音声で知らせる装置 (イ) かご内及び乗降ロビー 点字・音声案内等で操作できる制御装置 (ウ) かご内又は乗降ロビー 到着するかごの昇降方向を音声で知らせる装置	
	(2) 共同住宅のEV（地上階又はその直上階・直下階のみに住戸を設ける場合を除く）			
	ア	高齢者等利用経路との連結		
	イ	かごの幅 100cm、奥行 110cm		
	ウ	(1)ア、イ、オ～ス		
	(3) かごの幅 100cm かつ 奥行 110cmのEV（(1)又は(2)のEVを設ける場合を除く）			
	(1)ア、イ、オ～ス			
	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機			
	ア	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造		
	イ	昇降路の出入口に接する部分の水平面		
	7便所 (1)はすべて。(2)～(6)は男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)	(1) 高齢者等が利用する便所		
		ア	1以上の出入口	(ア) 床面に高低差がある場合の傾斜路 幅 90cm 勾配 1/12（高さ 16cmの場合 勾配 1/8）
				(イ) 戸を設ける場合 幅 80cm 戸の構造（自動開閉扉 引き戸 その他【 】） 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 戸の前後に高低差なし
イ			粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
(2) 高齢者等が利用する便所のうち1以上				
ア		洗面所	(ア) 70cm 洗面器の高さ 80cm	
			(イ) 洗面器の周囲の手すり	
			(ウ) 水洗器具（レバー式 光感知式 その他【 】）	
イ		男子用小便器（床置き式 壁掛け式 その他【 】） 小便器周囲の手すり		
(3) 車椅子利用者利用便房				
ア		出入口の幅 85cm		
イ		戸の構造（自動開閉扉 引き戸 その他【 】）		
ウ		腰掛便座、手すり等の適切な配置		
エ		便器の洗浄装置（光感知式 押ボタン式 その他【 】）		
オ		車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間		
カ		便房の出入口付近に車椅子利用者利用便房である旨をJIS適合図により表示する標識		
キ		場合別の洗面所	点灯等により押したことの確認ができる非常ボタン	
			70cm 洗面器の高さ 80cm	
			洗面器の周囲の手すり 水洗器具（レバー式 光感知式 その他【 】）	
ク		便所の出入口付近に車椅子利用者利用便房を設けた便所である旨をJIS適合図により表示する標識		
(4) 腰掛式便房（(3)の便房を設ける場合を除く）				
戸の構造（自動開閉扉 引き戸 その他【 】）				
腰掛便座、手すり等の適切な配置				
便器の洗浄装置（光感知式 押ボタン式 その他【 】）				
(5) オストメイトが円滑に利用できる便房				
ア		オストメイトが円滑に利用できる構造の水洗器具 フラッシュバルブ式汚物流し 温水シャワー		
イ		腹部を映すための鏡		
	補装具を置くための棚又は台			
	衣服を掛けるための設備			
ウ	便房の出入口付近にオストメイトが円滑に利用できる便房である旨を表示する標識 便所の出入口付近にオストメイトが円滑に利用できる便房を設けた便所である旨を表示する標識			
(6) 乳幼児用設備を備えた便房・便所				
ベビーチェア	ベビーチェアを設けた便房			
	便房の出入口付近にベビーチェアを設けた便房である旨を表示する標識			
	便所の出入口付近にベビーチェアを設けた便房を備えた便所である旨を表示する標識			
おむつ交換台	おむつ交換台を設けた便所 便所の出入口付近におむつ交換台を設けた便所である旨を表示する標識			

8 ホテル又は旅館の客室	(1) 車椅子利用者利用客室の便所又は浴室等			
	ア	(7) 出入口	高低差がある 幅 90cm 場合の傾斜路 勾配 1/12、(高低差 16cmの場合 勾配 1/8)	
			幅 80cm	
			戸を設ける場合	戸の構造(自動開閉扉 引き戸 その他【 】) 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 戸の前後に高低差なし
			(4) 洗面所	70cm 洗面器の高さ 80cm 水洗器具(レバー式 光感知式 その他【 】)
		(9) 便所	戸の構造(自動開閉扉 引き戸 その他【 】)	
			腰掛便座、手すり等の適切な設置	
			便器の洗浄装置(光感知式 押ボタン式 その他【 】)	
			車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間	
		便所の出入口	幅 80cm 戸の前後に高低差なし	
		(I) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
	(J) 点灯等により押したことが確認ができる非常ボタン			
	イ	(7) 出入口	幅 80cm	
			戸を設ける場合	戸の構造(自動開閉扉 引き戸 その他【 】) 戸の全面が透明な場合 衝突防止措置 戸の前後に高低差なし
			(4) 車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間	
		(9) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
		(I) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタン		
		(J) 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置		
		(K) 出入りしやすい浴槽の縁の高さ(標準:洗い場の床面から40cm~45cm)		
		(2) 客室	客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置	
	9 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路		
		ア	イ	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
				握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり
				踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
				段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置
蹴込板及び滑り止め				
ウ			側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり 5cm	
			主たる階段を回り階段としない 主たる階段を回り階段以外とすることが困難	
			傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置	
			勾配 > 1/20かつ側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり 5cm	
			勾配 > 1/20の部分に握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり(踊り場含む)	
(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路				
ア		イ	幅 120cm	
			車椅子の転回に支障がない場所の設置距離 50m	
		ウ	戸を設ける場合	戸の構造(自動開閉扉 引き戸 その他【 】) 戸の前後に高低差なし
			傾斜路	階段に代わる傾斜路の幅 120cm、階段と併設する傾斜路の幅 90cm 勾配 1/12(高低差 16cmの場合 勾配 1/8) 傾斜路の高低差 > 75cmの場合 高さ 75cmごとに踏幅 150cmの踊場
			排水溝	粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ぶた 車椅子のキャスターが落ち込まない溝ぶた
(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路				
ア		イ	道等から外部出入口までの経路のうち1以上(下記の場合を除く)	
			(7) 主として自動車の駐車のために供する施設	
			(4) 建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる	
			(9) 敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置	
			道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合	
		ウ	線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備	
			(7) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分	
	(4) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分			
	(9) 車路に近接する部分			
	(I) 車路を横断する部分			
10 駐車場	(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設			
	ア	幅 350cm		
		高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置		
		区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識		
		駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板		
	(2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設			
	ア	幅 350cm		
		高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置		
		区画面及び付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識		
		駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板		

11浴室等 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。)	(1) 高齢者等が利用する浴室		
		幅	80cm
		出入口	戸の構造(自動開閉扉 引き戸 その他【 】)
		戸を設ける場合	戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
			戸の前後に高低差なし
		浴室内	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置
			出入りしやすい浴槽の縁の高さ(標準:洗い場の床面から40cm~45cm)
	(2)(3) 高齢者等が利用するシャワー室		
		ア	シャワー用区画の出入口の幅 80cm
	イ	更衣用区画の出入口の幅 80cm	
	ウ	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
	エ	シャワー用区画の手すり	
	オ	シャワー用区画に固定式腰掛台を設ける場合 40cm 高さ 45cm	
12標識	階段、E Vその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の標識		
			階段、E Vその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJIS適合図により表示
13案内設備	(1) 案内板その他の設備		
			階段、E Vその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置をJIS適合図により表示
	(2) 視覚障害者に示すための設備		
			点字 文字等の浮き彫り 音による案内 その他【 】 案内所
14案内設備までの経路	道等から案内設備までの経路		
		視覚障害者利用経路	道等から案内設備までの経路のうち1以上(下記の場合を除く)
		(1)	主として自動車の駐車のために供する施設
		(2)	建築物管理者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から、直接地上へ通じる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9(3)イ、ウの基準に適合
			線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により誘導する設備

規則第12条の5第1項に規定する建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書を提出する場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の写し(申請しようとする図書の写し)とともに、本調書を添付してください。その際には、緩和認定を受けようとする部分だけでなく、適用される特定施設整備基準の全てについて記載してください。



参考：インターネット等によるバリアフリー情報の公表義務(条例第24条の2関係)

下表の用途及び規模の施設の所有者・管理者は、施設のバリアフリーに関する情報をインターネット等で公表する義務があります。

別表第4の2(福祉のまちづくり条例施行規則第12条の2関係)

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模(2以上の用途が存する建築物を含む。)
	(2) 物販店舗	
	(3) 遊技場	
	(4) 公衆浴場	
	(5) 飲食店	
	(6) 理髪店等	
	(7) クリーニング取次店等	
2	(1) 病院等	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模(2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。)
	(2) 劇場等	
	(3) 運動施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
	(4) 博物館等	
	(5) 銀行等	
	(6) 地下街等	
3	ホテル等	客室の合計50室以上の規模
4	(1) 官公署	全ての規模
	(2) 公共の交通機関の施設	

備考：1の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設(2の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。)のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。